

前橋市環境基本計画改訂業務 仕様書

1 件 名 前橋市環境基本計画改訂業務

2 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日まで

3 目 的

前橋市環境基本計画改訂業務は、平成25年度に改訂した前橋市環境基本計画が平成30年3月に計画期間満了となるため、その基本方針を継承しつつも、環境政策・環境保全に特化し、中長期的な展望を踏まえて環境政策の根幹となるような、今後の前橋市にふさわしい環境基本計画の策定を行うものである。

本業務は、時点修正的な改訂ではなく、専門的な視点から、前橋市における環境政策の現状・課題を整理し、環境分野に重きを置いて内容を精査し、「計画の構成」を含めた計画全体の見直しを行い、市民にわかりやすくコンパクトな構成の新しい前橋市環境基本計画の策定を行う。

4 計画策定の背景

平成12年3月に策定した前橋市環境基本計画は、その後の環境政策を取り巻く状況の変化や平成16年12月、平成21年5月の2度の市町村合併や平成21年4月の中核市移行、さらに平成23年3月の東日本大震災による状況の変化などに対応するため平成18年3月、平成25年2月にそれぞれ計画を改訂し、平成29年度で現計画の計画期間が満了となる。

前回の改訂以降、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による再生可能エネルギーへの関心の高まりや、人口減少社会の到来など社会経済情勢に著しい変化があり、今後も環境問題をとりまく状況に継続した変化が予想される。今回の計画では、それらを踏まえ、新たな環境施策の展開の必要性を含めた前橋市環境基本計画の改訂を目指している。

5 業務遂行に関する重点事項

「基本理念」「環境像」は現行計画を継承しつつ、次の項目を重点に業務を履行する。

- 1) 「5つの環境像」に基づき、「環境目標」「行動指標」等について、計画期間を通して環境問題をとりまく状況変化を展望した見直しを行う。
- 2) 図表等を多用しながら市民に親しみやすく、わかりやすくコンパクトな構成と内容とする。
- 3) 新たな法令や施策展開について、基本計画に反映する。
- 4) 分かりやすい指標の設定と進行管理の手法を検討する。
- 5) 前回改訂時（H26.2）と比較し、写真・データ等変更のある部分については最新のデータに更新する。

6 計画の適用期間

平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とする。

7 計画の対象分野

◎環境汚染の防止として

- ・ 典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）
- ・ 都市型公害（PM2.5、光化学オキシダント）

◎身近な生態系として

- ・ 生息空間
- ・ 生物種

◎循環型社会として

- ・ 地球温暖化、資源循環、エネルギー循環

◎環境保全活動の活性化として

- ・ 体験機会の創出、自主的行動の喚起

8 業務内容

1) 計画改訂に係る基礎調査および課題抽出

現行の環境基本計画に基づき、現時点における環境要素、社会情勢、環境関連施策を把握し、整理する。

- ・ 地域環境の現況調査
- ・ 地域社会の動向調査
- ・ 環境関連施策の調査
- ・ 自然環境の現況調査

また、整理した現状を分析し、計画の進捗率、評価・課題抽出等により現計画の検証を行う。

2) 市民等の参画

計画策定においては市民参画のためのワークショップ企画を立案し、市民及び事業者等の環境保全に対する意識の醸成と各主体が取り組むべき行動に関して意識調査を行い、とりまとめ、その結果を新しい計画の内容に反映することとする。

- ・ 対 象：市民、事業者
- ・ 回 数：1回を予定
- ・ 定 員：50名程度

市民参画等の企画に関する経費（会への出席、資料作成、結果集計、議事録作成、謝礼、保険料等）は受託者が負担する。ただし、市民等の募集や会場の手配は発注者が負担する。

3) 目標の設定及び推進方法

「基本理念」「環境像」は現行計画を継承しつつ、現行計画の目標達成状況を整理するとともに、分野ごとの課題を抽出し、本計画期間全域を見据えた環境目標を設定し、環境目標達成のための基本施策（政策の概要）を提案する。

4) 進行管理

環境基本計画を円滑に推進するためには、計画の状況把握が重要である。そのため、PDCAサ

イクルの考え方に基づいた、計画進捗の状況把握の点検・評価の方法を提案する。

5) 計画素案等の作成

環境審議会、環境基本計画推進委員会（庁内組織）等への提出資料として、計画の素案、目標策定等に係る根拠資料、プレゼンテーション用ファイル及び各種データ集等の必要部数を作成すること。

・環境審議会（委員数18名）	3回
・環境基本計画推進委員会（委員数40名）	2回
・パブリックコメント（市HPを利用）	1回

6) 打合せ協議等

本業務を進めるにあたり、次のとおり打合せ協議を本市で行うこととする。また、計画改訂を受託するにあたり、本委託業務に係わる専属担当者を設置するとともに、十分な人員体制をもって作業進行に望むこととする。

・環境審議会への参加	3回
・環境基本計画推進委員会への参加	2回
・業務打合せ	4回

9 計画の構成

計画の構成は、現行の「前橋市環境基本計画」を基本とするが、環境政策・環境保全に重点をおいた内容（注1）（注2）とする。

なお、現行計画から構成を変更することによって、現行形式以上に計画策定の目的に沿い、視覚性に優れ、または内容の読み取りが容易になる場合は、大幅な構成変更も認められる。

- ◇第1章 計画の基本的な考え方
- ◇第2章 計画の基本理念と環境像
- ◇第3章 まえばしの環境の今と未来
- ◇第4章 環境保全のための施策展開
- ◇第5章 市民・事業者・市の環境配慮指針
- ◇第6章 計画の推進体制と進行管理
- ◇資料

（注1）「環境政策・環境保全に重点をおいた内容」とは、現行の基本計画から、水辺・緑化・景観・文化・農業等の快適環境分野や交通政策等を除いた内容とする。

（注2）現行計画では『地区別の環境配慮指針』を掲載していたが、これを削除し、前橋市で見られる貴重な生物種や生態系の特徴、及びその保守方法について前橋市全域を対象としてとりまとめ整理する。

10 成果品

成果品として、前橋市環境基本計画のデータを収めたCD-ROM一式を指定する期日までに提出することとする。（規格：市ホームページ及び市が作成する冊子等で使用できること。PDF形式のファイ

ルとWORD・EXCEL等の編集が可能な形式のファイルの2種類を提出すること。)

また、計画書策定に至る基礎データ、各種環境分析経過、議事録、写真(原版)等も併せて提出することとする。

なお、成果品は白黒印刷に対応できるよう、グラフ等のレイアウトや構図に配慮すること。

1.1 その他の事項

- 1) 過去の調査結果、最新の航空写真、前橋市が把握している市民団体情報、その他の業務の実施に必要な地図類等は、事前に協議の上、前橋市が提供あるいは貸与する。
- 2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、市と受託者の協議の上決定する。
- 3) その他、本仕様書に定めが無い事項に関しては、市と受託者の協議の上決定する。

1.2 担当

前橋市環境部環境政策課環境企画係

電話：027-898-6292(直通)

FAX：027-223-8524

1.3 スケジュール

改訂スケジュール(案)は、別紙に示すとおりとする。